真宗大谷派四日市別院経蔵	土蔵造平屋建、瓦葺、建築面積二八平方メートル、軸付蔵	大分県宇佐市大字寺町一四二五字一一四
真宗大谷派四日市別院太鼓楼	木造二階建、瓦葺、建築面積六一平方メートル	大分県宇佐市大字寺町一四二五字一一四
真宗大谷派四日市別院土塀及び石垣	石塀　土塀、瓦葺、延長一七メートル、石造、延長一五メートル、石垣	大分県宇佐市大字寺町一四二五字一一四
真宗大谷派四日市別院石橋及び水路石垣	石橋　石造桁橋、橋長二・九メートル、高欄付、石造、延長九・五メートル、石垣、石造、延長五メートル	大分県宇佐市大字寺町一四二五字一一四
旧鰺坂医院	木造平屋建、瓦葺、建築面積一六〇平方メートル	世鹿児島県南さつま市加田武田一八二七八
旧岩切家住宅高倉	木造平屋建、茅葺、建築面積六・〇平方メートル	一瀬鹿児島県大島郡龍郷町留浜田原九六八一
旧大司家住宅高倉	木造平屋建、茅葺、建築面積五・七平方メートル	一瀬鹿児島県大島郡龍郷町留浜田原九六八一
旧有村商事高倉	木造平屋建、茅葺、建築面積四・八平方メートル	一瀬鹿児島県大島郡龍郷町留浜田原九六八一

○国土交通省告示第九百三十三号

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和五十四年通商産業省・運輸省令第三号）附則第二項の規定に基づき、特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領を次のように定めたので、告示する。

平成二十一年八月二十五日　　国土交通大臣　金子　一義

特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領

（目的）

第一条　この要領は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和54年通商産業省・運輸省令第３号）附則第２項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「令」という。）第21条第１号に規定する乗用自動車であって、乗車定員10人以下のもの（以下「基本乗用自動車」という。）又は同条第８号に規定する貨物自動車であって、車両総重量（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第40条第３号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。）2.5トン以下のもの（以下「基本貨物自動車」という。）と原動機、一酸化炭素等発散防止装置、動力伝達装置及び燃料の種類が同一である乗用自動車（基本乗用自動車を除く。以下「特定改造乗用自動車」という。）又は貨物自動車（基本貨物自動車を除く。以下「特定改造貨物自動車」という。）について、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第１号に規定するエネルギー消費効率に相当する数値（自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成18年国土交通省告示第350号）第１条第１号に掲げる方法により算定した燃料１リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値に限る。以下「エネルギー消費効率相当値」という。）を算定することにより、エネルギー消費効率相当値に優れた自動車の普及の促進に資することを目的とする。

（エネルギー消費効率相当値の算定）

第二条　国土交通大臣は、特定改造乗用自動車又は特定改造貨物自動車（以下これらを「特定改造自動車」と総称する。）について、当該特定改造自動車に係る基本乗用自動車又は基本貨物自動車（以下これらを「基本自動車」と総称する。）に係る道路運送車両法第75条第１項の申請をした自動車製作者等（自動車を製作することを業とする者又はその者から自動車を購入する契約を締結しているものであって当該自動車を販売することを業とするもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸出することを業とする者を含む。）をいう。以下同じ。）の申請により、次の表の区分ごとに、エネルギー消費効率相当値を算定することができる。

特定改造自動車の種別	車両重量
１　揮発油を燃料とする乗車定員10人以下の乗用自動車	703キログラム未満
	703キログラム以上828キログラム未満
	828キログラム以上1,016キログラム未満
	1,016キログラム以上1,141キログラム未満
	1,141キログラム以上1,266キログラム未満
	1,266キログラム以上1,391キログラム未満
	1,391キログラム以上1,516キログラム未満
	1,516キログラム以上1,641キログラム未満
	1,641キログラム以上1,766キログラム未満
	1,766キログラム以上1,891キログラム未満
	1,891キログラム以上2,016キログラム未満
	2,016キログラム以上2,141キログラム未満
	2,141キログラム以上2,266キログラム未満
	2,266キログラム以上
２　軽油を燃料とする乗車定員10人以下の乗用自動車	1,016キログラム未満
	1,016キログラム以上1,141キログラム未満
	1,141キログラム以上1,266キログラム未満
	1,266キログラム以上1,391キログラム未満
	1,391キログラム以上1,516キログラム未満
	1,516キログラム以上1,641キログラム未満
	1,641キログラム以上1,766キログラム未満
	1,766キログラム以上1,891キログラム未満
	1,891キログラム以上2,016キログラム未満